

## 国内商品先物取引 取引規程

### 第1章 総則

#### 第1条(目的)

本規程は、商品先物取引の委託を行うお客様（以下「お客様」といいます。）がドットコモディティ株式会社（以下「当社」といいます。）で提供する取引ツール「Formula（フォーミュラ）」、「X\_TRADER(エクストレーダー)」および「CQG TRADER(シーキュージートレーダー）」（以下「本システム」といいます。）を利用するに際し、必要な事項を定めた規程です。

#### 第2条(受託契約の締結と本システムの利用)

お客様は、本規程第 25 条に定める場合を除き、本システムを用いてのみ当社と取引を行うものとします。

- 2 お客様が、本システムを利用するにあたっては、当社と、商品市場における取引等の受託を内容とする契約（以下「受託契約」といいます。）を締結する必要があります。
- 3 お客様は、当社ホームページ上の口座開設画面で、電子取引に関する受託契約の申込を行います。ただし、当社が別途定める場合において、当社所定の口座開設申込書にて申込ができるものとします。
- 4 当社は、前項の申込に対して、お客様の審査を行い、承諾または非承諾を当社の裁量により決定できるものとし、その結果をあらかじめお客様が当社に登録したメールアドレス宛に通知するものとします。なお、当社が行なう決定に関する理由について、当社はお客様に開示することを要しないものとします。
- 5 受託契約は、前項の承諾の通知において、この通知を当社が発信したときに成立するものとします。

#### 第3条(機器および回線)

お客様は本システムの利用にあたっては、本システムの利用に適した機器、利用に供する通信回線およびインターネット接続会社（以下「プロバイダー」といいます。）との契約をお客様の責任で準備、維持いただくものとします。

#### 第4条(法令の遵守)

本システムの利用にあたっては、お客様並びに当社は、受託契約準則、諸法令および商品取引所の諸規程（以下「法令諸規則等」と総称します。）を遵守するものとします。

### 第2章 取引ルール

#### 第5条(通知および請求)

当社は、お客様に対して、本システムにて当社がお客様に提供する画面（以下「本システム画面」といいます。）を用いる方法、電子メールを用いる方法またはその他の方法により、通知および請求を行うことができるものとします。

- 2 本システムにて本システム画面を用いて通知または請求を行うときは、当社が当該通知内容を当社の使用に係る電子計算機上に備えられたファイルに記録し、電気通信回線を通じてお客様が閲覧可能な状況においたときに通知または請求の効力が生じるものとします。
- 3 電子メールを用いて通知または請求を行うときは、お客様にあらかじめ登録いただいた電子メールアドレス宛に当社が電子メールを発信したときに通知または請求の効力が生じるものとします。
- 4 前項の場合において、当社が発信した電子メールが宛先不明等の理由によりお客様にあらかじめ登録いただいた電子メールアドレス宛に着信しなかった場合でも、当社が電子メールを発信したことが判別できる電磁的な記録をもって、お客様に通知または請求が到達したものとみなします。

#### 第6条(本システムの利用)

本システムの利用の開始は、パスワードおよびユーザーID（取引ツール「X\_TRADER(エクストレーダー)」 「CQG TRADER(シーキュージートレーダー)」にあつては、『ユーザー名』（以下、本規則において同じ。）が一致した場合のみ行うことができます。

- 2 前項以降の本システムの利用は、お客様が受託契約申込時に登録したユーザーIDおよび本システム利用開始時に設定したパスワードと、お客様が本システム利用時に使用するユーザーID およびパスワードが一致した場合のみ、行うことができます。
- 3 ユーザーID およびパスワードを使用して行われたすべての行為は、そのお客様ご本人によって行われたものとみなします。
- 4 当社がお客様に通知したユーザーID およびパスワードは、お客様が管理し使用するものとし、他人に貸与または譲渡することはできません。
- 5 パスワードは、本システム利用開始後、お客様ご自身の判断で変更することが可能です。また、パスワードの管理はお客様ご自身で行っていただきます。

#### 第7条(利用時間)

お客様が本システムを利用できる時間は、当社の定めるところとします。

#### 第8条(取扱商品)

お客様が本システムを利用して取引できる商品は、当社が定めるところとします。

#### 第9条(委託手数料)

お客様が本システムを利用して委託された売買注文の執行に係る委託手数料の額および徴収時期は、システムごとに当社が定めるものとします。

#### 第10条(建玉枚数の制限)

本システムを利用してお客様が当社に委託ができる建玉枚数の制限数量は、発注済の未成立の新規注文と未決済の建玉の合計枚数とし、その数量が、商品取引所または当社が商品ごとに定める建玉制限数量のいずれか少ない数量を超えない範囲内とします。

#### 第 11 条(委託証拠金の預託時期)

本システムを利用して行う取引に際し、新たな注文を発注する際には、当該注文が成立する事を前提に、必要となる証拠金所要額以上の有価証券の差入れ、または現金の預託が事前に行われている必要があります。

#### 第 12 条(注文の受付と種類)

本システムを利用して委託された売買注文は、お客様が売買注文入力後、当社が入力内容を受信した時点をもって当社が受付けたものとします。

- 2 各取扱商品の注文受付時間は、当社のシステムごとに定めるところとします。なお、この場合、商品取引所の事情等により立会時間に変更された場合は、当社が定める受付時間を当社の判断により変更する場合があります。
- 3 本システムを利用して委託される売買注文について、以下の各号に掲げる事項に該当する場合は、受けられません。なお、売買注文を受けないことにより生じるお客様の損失もしくは遺失利益等について、当社は一切の責任を負わないものとします。
  - (1) 新たな注文の発注時に、当該注文が成立するものと仮定して計算される証拠金所要額に、既に発注済であって未成立の注文がある場合は、その未成立注文のすべてが成立した後に必要となる証拠金所要額を加えて計算される証拠金所要額がお客様のその時点の純資産額を超過することとなる場合
  - (2) 新規注文であり、当該新規注文の枚数に未成立の新規注文および未決済の建玉の枚数を加算した合計枚数が第 10 条に定める建玉枚数の制限を超過することとなる場合
  - (3) 当月限の納会日における新規注文である場合
  - (4) 第 21 条第 1 項および第 4 項（純資産が不足する場合および当社が取扱う商品を上場している商品取引所が定める受託契約準則（以下「準則」といいます。)) に基づいて当社が行う建玉処分中である場合
  - (5) 商品取引所の規制等により、取引の制限が求められるかまたは取引が停止となった場合
  - (6) 売買注文の内容が法令諸規則に違反するものである場合
  - (7) お客様の取引口座にある金融資産が、お客様からの申告に基づいて、当社が把握しているお客様の投資可能資金額に比して著しく超過している場合もしくはお客様の自己資金による取引であることの根拠に疑義が生じた場合、さらに当社が、お客様に対して取引に使用する資金の出所や資金の性格について報告を求めたにも関わらず、何ら回答がなされず 1 ヶ月以上が経過した場合
  - (8) その他、取引の健全性等に照らし、当社が不相当と判断した場合
- 4 本システムにおける売買注文の種類は、商品取引所が定める売買注文の種類のうち、当社がシステムごとに定めるところとします。なお、商品取引所の事情等により、商品取引所の定める売買注文の種類が変更された場合等には、当社の判断により売買注文の種類を変更する場合があります。
- 5 本システムにおいて売買注文が成立した場合であって、当該約定成立注文が、商品取引所が定める過誤による売買注文か、もしくは過誤による売買注文に対当する約定成立注文のいずれかであると認められ、商品取引所の定めるところにより過誤による約定取消となった場合、お客様の当該約定成立は取消されるもの

とします。但し、過誤による約定取消後に取消される前の当該約定に基づいて発注された注文（以下「二次注文」といいます。）が存在しかつ二次注文が成立した場合において、その二次注文は過誤による約定取消によって取消されることなく、約定されたものとして処理します。なお、過誤による約定取消によって生じるお客様の損失については、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第 13 条(注文の有効期間)

お客様から委託された売買注文の有効期限は、システムごとに定めるところとします。

#### 第 14 条(注文の執行)

本システムを利用して委託された売買注文は、当社が注文を受付けた時以降、商品取引所で最初に立会が可能となる時に執行します。

#### 第 15 条(注文の取消と変更)

本システムを利用して委託された売買注文のうち、未成立の売買注文に限り、本システムを利用してこれを取消または変更することができます。

#### 第 16 条(注文の確認)

本システムを利用して委託された売買注文の内容または成立状況は、本システムの画面上でお客様がご自身で確認するものとし、お客様がご自身で確認しなかったことにより生じる損害および損失等について、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第 17 条(受渡し)

当社は、システムごとに別途定める商品以外は、受渡しによる決済を取扱わないものとします。

#### 第 18 条(取引証拠金)

お客様は、本システムを利用して取引の注文を行うよりも前に、当社が別途指定する当社名義の専用銀行口座に振込むことにより取引証拠金を預託するものとし、これ以外の方法による現金の授受は行わないものとします。

- 2 前項の振込に係る振込手数料は、当社が定めるところに従い、当社またはお客様の負担とします。
- 3 第 1 項の振込については、当社が定める方法により当社が入金確認を行い、当社のシステムに対して当社が入金処理を実行した後に、取引証拠金が入金されたものとして取扱います。
- 4 当社では、金融機関を介しての取引証拠金の受払いに際して、お客様の承諾を得た上で、準則第 13 条第 2 項により取引証拠金預り証の発行を省略することができるものとします。
- 5 当社は、取引証拠金として預託できる充用有価証券を、当社の定めるところとします。
- 6 当社は、売買差損益金に、第 9 条の定めにより徴収する委託手数料を減算した額（以下「帳尻金」といいます。）の益金を、毎営業日の日中立会終了後に取引

証拠金に振り替えます。

- 7 当社は、帳尻金の損金を、毎営業日の日中立終了後に取引証拠金の範囲内で取引証拠金と相殺します。(以下「清算」といいます。)

#### 第 19 条(特別加算証拠金)

お客様は、「当社が定める数量を超える未決済建玉」を有することとなった場合には、準則の第 11 条に定める証拠金のほかに当社が別に定める特別加算証拠金を預託するものとします。

- 2 前項に定める「当社が定める数量を超える未決済建玉」とは、商品ごと又は当社が定める複数の商品間において(以下の各号については、その号に従って得られる)売り建玉と買い建玉のいずれが多い方について、その差分から、当社が別に定める数量を引いた枚数の建玉をいいます。(以下「特別加算証拠金対象建玉」といいます。)
  - (1) 1 枚あたりのプライススキャンレンジが 30,000 円に満たない商品の場合、当該商品の建玉数に 10 分の 2 を掛けて得た枚数を、本項における建玉数とします。
  - (2) 当社が定める商品間において、その枚数の組合せ比率にて 5 倍以上が適当と当社が判断する場合においては、その比率に準じて建てた枚数の大きい商品の建玉数に 10 分の 2 を掛けて得た枚数を、本項における建玉数とします。
- 3 本条第 1 項にて「当社が定める数量」としている「数量」とは、当社が提供する取引ツールごとの未決済建玉の数量とします。
- 4 本条第 1 項に規定する「当社が別に定める特別加算証拠金の額は、特別加算証拠金対象建玉のプライススキャンレンジの 2 倍相当額とします。
- 5 特別加算証拠金に関する通知および請求は、事前に登録いただいた電話番号または電子メールアドレス宛に行うこととします。建玉の処分については、第 22 条第 2 項を準用します。

#### 第 20 条(証拠金にかかる通知および請求)

当社は、スパン証拠金において計算時用いるプライススキャンレンジ、商品内スプレッド割増額、商品間スプレッド割引額、および、納会月割増額の変更がある場合は、本システム画面を通じてその旨を通知します。

- 2 当社は、お客様ごとに計算される証拠金所要額には、一定の割合による掛目を設けることができるものとします。
- 3 純資産が未決済の建玉に係る証拠金所要額必要額に不足する場合は、当社から本システムを利用した画面上で取引証拠金の請求を行うとともに、未成立の新規注文の取消を行います。

#### 第 21 条(建玉の処分)

純資産が未決済の建玉に係る証拠金所要額に不足しているお客様について、当社が定める日時までに以下の各号における対応がなされない場合、当社はおお客様の計算により、不足発生の日翌営業日、日中立会開始以降において、任意に建玉の全部を決済できるものとします。なお、市場状況等により建玉の決済がなされなかった場合は、取引が成立するまで処理を継続します。

- (1) 証拠金不足額の請求額を請求日の翌営業日午前 8 時 40 分までに預託されない場合
- (2) 証拠金不足額の請求について、当社が定める方法にて処理が行われない場合
- 2 未決済の建玉の繰越によって、第 10 条に定める建玉制限枚数を超過しているお客様について、前条の通知日の翌営業日日中立会終了時点までに、通知に該当することとなった商品に係る建玉の超過が解消していない場合は、当社は、お客様の計算により、当該日時以降の売買立会において、建玉の一部または全部を建玉の成立日時が古い順に決済いたします。なお、値幅制限等により建玉の決済ができない場合は、取引が成立するまで処理を継続します。
- 3 当月限建玉を有しているお客様について、その当該商品が、受渡しによる決済の取扱いを行っていない場合、または、当該商品が、受渡しによる決済の取扱いを行っている場合であっても、当社の定める受渡しによる決済の手続きが納会日までに履行されない場合において、納会日の前営業日の日中立会終了時までに当該建玉のお客様により決済が完了していない場合には、当社は、お客様の計算により、当該日時以降の売買立会において、当該建玉の全部を任意に決済いたします。なお、値幅制限等により建玉の決済ができない場合は、取引が成立するまで処理を継続します。また、相場の著しい変動を生ずるおそれがある、または市場環境の変化等により、当社が納会日当日を待たずとも、当該商品限月に関わる反対売買による決済が非常に困難であり、違約の発生もしくは法令諸規則等に違反するおそれがあると判断した場合には、当月限建玉を有しているお客様に対して、本システム画面にて、当社が任意に定める日時（以下「指定日時」といいます。）までに当該建玉の決済を行うよう通知できるものとし、指定日時までに当該建玉の決済が行なわれていない場合には、当社が、お客様の計算により、指定日時以降の売買立会において、当該建玉の全部を任意に決済いたします。なお、値幅制限等により建玉の決済ができない場合は、取引が成立するまで処理を継続します。
- 4 準則の第 24 条（臨機の場合等）、または第 26 条第 1 項（取引所が定める建玉の限度を超える場合等）、第 2 項（公正な価格形成を妨げる場合等）もしくは第 3 項（取引所が求める説明または資料の提出を拒んだ場合）の規定に該当するお客様について、お客様による対応がない場合は、当社は、お客様の計算で、建玉の全部または一部を決済します。なお、値幅制限等により建玉の決済ができない場合は、取引が成立するまで処理を継続します。
- 5 準則第 24 条の 3（委託者が虚偽の通知を行った場合の措置）に基づき、当社が行なう委託者に対する照会に対して、お客様が当該照会に応じない場合、またその照会に対するお客様からの回答内容について、当社が虚偽であると判断するに足りる場合、さらに、照会に対するお客様からの回答により、本人以外の第三者により取引が行われていると当社が判断するに足りる場合には、お客様への事前通知をすることなく当社の任意によりお客様の建玉の全部または一部を決済します。  
なお、値幅制限等により建玉の決済ができない場合は、取引が成立するまで処理を継続します。
- 6 お客様の当社に係る債権その他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押及び差押の命令、通知が行なわれたときには、お客様への事前の通知、催告等がなくとも、当社は、お客様の計算において、建玉の全部を決済します。

- 7 前6項による建玉の処分に対しては、第9条に定める手数料を適用します。

#### 第22条(預り証拠金余剰額の返還)

お客様への預り証拠金余剰額の返還は、本システム画面を利用して行なわれるお客様からの返還の依頼により、当社営業日の当社が定める時限までになされた依頼に対しては依頼日の翌営業日までに、当社が定める時限以降になされた依頼に対しては依頼日の翌々営業日までに、あらかじめ登録いただいたお客様の銀行口座へ当社から振込手続をとるものとします。

- 2 前項に係る振込手数料は、当社が定めるところに従い、当社またはお客様の負担とします。
- 3 第1項で返還を依頼できる金額は、預り証拠金から未決済の建玉に係る証拠金預託必要額および未成立の新規注文に係る証拠金預託必要額を減額した金額(以下「返還可能金額」といいます。)の依頼時点における額とします。
- 4 第項で実際に返還される金額は、返還の依頼があった金額と当社による振込手続の直前の日中立会終了時における返還可能金額のいずれか少ない金額とします。

#### 第23条(値洗損益金通算額の取扱い)

当社は、値洗損益金通算額が益の場合、その返還請求には応じません。しかし、純資産額には加算されるため、建玉は可能になります。

#### 第24条(立替金の請求)

当社では、第18条第7項に基づく清算後、お客様の口座において帳尻金の損金が残った場合は、本システムのログイン後の画面にて当該金額の表示により立替金請求の通知を行います。お客様は当該金額を本システムのログイン後の画面にて自ら確認していただき、当該金額について当社が指定する日(以下「指定日」といいます。)までに当社指定の銀行口座に振り込むことにより立替金を入金する(以下「入金する」といいます。)ものとします。なお、当社がお預りしている預り証拠金が有価証券のみの場合、または有価証券と一部現金をお預りしている場合、毎営業日の日中立会終了時点で帳尻金が損計算となり、その全額に対する清算ができないときには、お客様が当該金額を本システム画面を通じて自ら確認していただき、当該金額を指定日までに入金するものとします。入金が行われない場合、当社は、当社がお客様よりお預りしている有価証券を換価処分する旨を通知し、通知の6営業日後、換価処分を行い、立替金に充当します。

本項において、お客様が自ら本システム画面を確認されなかったことにより生じる損害について、当社は一切の責任を負いません。

- 2 指定日までに請求した金額の入金がない場合、お客様は、指定日以降における当社の定める日から入金日までの日数に応じ、入金遅延金額に対して年7.3%の割合で計算した額を遅延損害金として支払うものとします。

#### 第25条(緊急時における対応)

当社に責のある事由により本システムが停止し、お客様が本システムを利用して取引を行うことが不可能となった場合、当社は、当社が定める時間帯に当社が定めるカスタマーサービスセンターにて電話により対応し、お客様の未決済建玉の処分のみを行うものとします。また、メールおよびFAXでの注文は受け付け

ないものとしします。なお、当該時の注文執行条件は、成行（マーケットオーダー）、指値（リミットオーダー）のみとしします。また、市場の状況如何により、約定が成立しない場合があります。

- 2 前項による取引に対しても、第9条に定める手数料を適用します。

#### 第26条(連絡先)

前条第1項その他の場合の当社宛の連絡先は、当社が定めるところとしします。

#### 第27条(免責事項)

本システムの機能またはこれによる情報の完全性または正確性について、当社はいかなる保証も行いません。

- 2 次に掲げる場合、お客様に損失が発生しても当社は責任を負わないものとしします。
  - (1) 商品取引所、関係金融機関等の債務不履行による場合
  - (2) お客様、プロバイダー、当社、商品取引所または関係金融機関のいずれかのシステム機械、通信回線等の障害により、本システムの停止、遅延、誤謬、欠陥等が生じた場合
  - (3) 第三者がお客様のユーザーID およびパスワードを使用して本システムを利用した場合
  - (4) お客様が第三者にユーザーID およびパスワードを貸与もしくは譲渡し、または使用させた場合
  - (5) 電子メールまたは郵便の不到達、遅延等が生じた場合
  - (6) 法令諸規則等に変更があった場合
  - (7) 当社が本システムで提供するサービスの内容に変更があった場合。
  - (8) 天災等による障害により、当社の本システムの停止、遅延、誤謬、欠陥等が生じた場合
- 3 前項の場合のほか、当社に帰責事由がある場合もしくは当社に故意または重大な過失がある場合を除き、お客様一人当たり 3,000 円を当社の責任の上限としします。

#### 第28条(利用の解除)

次に掲げる事項に該当することとなった場合、当社はおお客様に対して事前に通知した上で、本システムの利用を解除することができるものとしします。

- (1) お客様が利用解除の申し出をした場合
- (2) 取引が6ヶ月以上ない場合
- (3) 本規程第21条第5項および第6項に該当した場合
- (4) お客様が準則の24条の3第2項に該当することとなった場合
- (5) お客様が法令諸規則等に違反した場合
- (6) 当社がおお客様の本システムの利用を不適切と判断した場合
- (7) 当社が本システムの運営を一時的に中止または廃止した場合
- (8) 反社会的勢力に所属するか、または何らかの関係を有している可能性があるとして当社が判断した場合
- (9) 疑わしい取引に該当する可能性があるとして当社が判断した場合
- (10) 社会通念および倫理に照らし、取引を継続させることが困難であると当社が判断した場合



- 2 本システムの利用を解除する場合、当社はお客様からお預かりした取引証拠金の全額をあらかじめ登録いただいたお客様の銀行口座へ振り込むことにより返還するものとします。
- 3 前項に係る振込手数料は、当社が定めるところに従い、当社またはお客様の負担とします。

#### 第 29 条(届出事項の変更)

電子メールアドレス、住所、電話番号等お客様が当社に届け出た事項に変更が生じた場合、お客様は、遅滞なく変更手続を行うものとします。

- 2 前項の変更手続の遅延は、お客様の責に帰される事由であり、これによる損失について当社は責任を負いません。
- 3 届出事項の変更が効力を生じているにも関わらず、第 1 項に定める変更手続がお客様よりなされない場合、当社の判断により本システムの利用を解除する場合があります。

#### 第 30 条(本規程の変更)

本規程は、法令諸規則等の変更、監督官庁の指示または当社が相当と認めた場合、変更されることがあります。

- 2 前項の場合、当社は、お客様に対して遅滞なく変更の内容を本システム画面上で通知し、通知がなされた時点をもって本規程の変更の効力が生じるものとします。

#### 第 31 条(協議事項)

本規程に定めのない事項または本規程の各条項について疑義が生じた場合は、お客様と当社は誠意をもって協議するものとします。

#### 第 32 条(管轄裁判所)

お客様と当社との裁判上の紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

施行日 : 平成 22 年 5 月 10 日

施行日 : 平成 22 年 9 月 21 日

施行日 : 平成 25 年 2 月 12 日

施行日 : 平成 25 年 4 月 1 日

## 納会を迎える限月における建玉の対応について

本通知は、「ドットコモディティ取引規程」第 21 条 3 項の規定により、当月限における当社の対応を通知するものです。

### 1. 本対応が適用される銘柄について

- |                 |   |                            |
|-----------------|---|----------------------------|
| 取引単位と受渡単位が異なる銘柄 | … | 銀、パラジウム、ガソリン、灯油、軽油         |
| 当社が定める銘柄        | … | 中京ガソリン、中京灯油、一般大豆、コーン、小豆、粗糖 |

合計 11 銘柄

### 2. 当限における建玉の保有条件について

上記銘柄については、当社指定の日（後述 4.の強制決済期限）以降に関し、建玉を保有できる条件を以下のとおりとさせていただきます。なお、以下の条件を満たす場合であっても、現受・現渡による決済はお受けできませんのでご注意ください。

\*現在、現受・現渡が可能な銘柄は、金（GOLD）のみです。

- (1) 買建 … 後述 3.で示す担保差入期限までに、総約定代金相当額以上の現金が差入れられている場合
- (2) 売建 … 同担保差入期限までに、倉荷証券またはそれに代わるものが差入れられている場合

### 3. 担保差入期限について

- (1) 月の中旬（15 日前後）に納会を迎える銘柄（一般大豆・コーン；以下「中旬銘柄」といいます。）の場合
  - … 納会月の前月 20 日（20 日が土日祝日の場合にはその前営業日）の午後 3 時半を期限とします。
- (2) 月の下旬（25 日前後～月末）に納会を迎える銘柄（以下「下旬銘柄」といいます。）
  - … 納会月の前月最終営業日の午後 3 時半を期限とします。

### 4. 当限建玉の最終決済期限について

- (1) 上記期限までに現金/倉荷証券等の差し入れがなかった場合
  - a) 中旬銘柄 … 納会月第 1 営業日の夜間取引開始時点で反対売買による強制決済を執行します。
  - b) 下旬銘柄 … 納会月の 15 日（15 日が土日祝日の場合にはその前営業日）の夜間取引開始時点で反対売買による強制決済を執行します。
- (2) 上記預託期限までに現金/倉荷証券等の差し入れがあった場合
  - a) 中旬銘柄 … 納会日の夜間取引開始時点で反対売買による強制決済を執行します。
  - b) 下旬銘柄 … 納会日の夜間取引開始時点で反対売買による強制決済を執行します。

#### 5. 当限における新規注文の発注制限について

納会月の第 1 営業日夜間取引開始時より、担保の有無を問わず、すべてのお客様は当月限の新規注文発注を不可とします。また、新規注文発注不可開始前に発注した未成立の注文に関しては、その注文の有効期間の如何にかかわらず、発注不可開始日をもって不成立といたします。

以 上